

手話奉仕員養成講座



手話奉仕員養成講座 を受けませんか

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

意思疎通に必要な、初歩的な手話通訳技能の指導・学科の講習を開きます。手話通訳者が増えることは、地域の聴覚障がい者の福祉発展につながります。

▶期間

- ・入門課程 (20 回)
4/10 (水) ~8/28 (水)
- ・基礎課程 (25 回) ※入門課程受講者のみ。
9/18 (水) ~R7.3/19 (水)

▶日時 毎週水曜 19:00~21:00

▶場所 水俣市中央公民館

▶受講資格 高等学校卒業以上の学力があり、手話通訳活動ができる人

▶受講料 無料 (テキスト料 8,590 円)

▶申込 3/29 (金)までにほけん福祉課福祉班へ申込

世界自閉症啓発デー



4/2 は 世界自閉症啓発デー

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

4/2 は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。日本では 4/2 (火)~8 (月)を「発達障がい啓発週間」として、発達障がいを知ってもらうためのさまざまなイベントが開かれています。

圖県南部発達障がい者支援センターわると
0965-62-8839

自閉症啓発デー 2024in 八代 (映画上映)

▶日時 4/2 (火) 【1 回目】14:00~15:30
【2 回目】18:00~19:30

▶場所 八代市立図書館

▶定員 30 人程度 (申込不要・当日先着順)

自閉症啓発デー 2024in 宇城

▶日時 4/6 (土)・7 (日) 11:00~17:00

▶場所 イオンモール宇城イベントスペース

▶内容 疑似体験、書籍・支援グッズの展示、パネル展示

高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置終了



肺炎球菌予防接種の 経過措置 3 月末で終了へ

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

H26 年から高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、65~100 歳までの 5 歳刻みの節目の年齢の人を経過措置の対象とし接種を実施していますが、今年度で経過措置の対象となる人の接種が終了します。

今年度対象の人で接種を希望する人は 3 月末までの接種をお願いします。※過去に接種したことがある (自費での接種を含む) 人は対象外となります。

【令和 5 年度の対象者】

65 歳 ~100 歳までで、5 歳刻みの年齢になる (なった) 人

【令和 6 年度からの対象者】

65 歳以上の人

新型コロナワクチン無料接種 3 月末で終了



新型コロナワクチン 無料接種は 3 月末まで

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内124)

新型コロナワクチンの全額公費 (無料) による接種が R6.3/31 (日)で終了します。接種を希望する人は期間内に余裕をもって受けるようお願いいたします。予約受付はお手元に届いている通知を確認し、かかりつけ医やコールセンターへ予約してください。



令和 6 年度津奈木町奨学生募集



令和 6 年度津奈木町奨学生の募集

圖教育委員会学校教育班 ☎78-5400 (内703)

対象 (次の全項目に当てはまる人)

- ①高等学校、大学かこれらに準ずる学校に在学予定で、学業や人物ともに優秀かつ健康
- ②保護者が本町に在住し、学資の支払いが困難と認められること
- ③本町の奨学金以外の奨学金などを受けていないこと

▶募集人数 10 人程度

▶申込 4/1 (月)~30 (火)に教育委員会に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、教育委員会へ提出
※町ホームページからダウンロード可。

▶貸付金額

- ①高等学校・これらに準ずる学校 **月1万5千円以内**
- ②大学・これらに準ずる学校 **月5万円以内**
- ③②のうち入学年のみ入学準備金 **50万円以内**

令和 6 年度から奨学金制度が変わります

	変更後
大学生等の貸付上限額の増額	月額 5 万円以内
返還期限の延長	15 年以内
一部給付型制度の新設 (免除要件の追加)	卒業後本町に居住し、町税などに滞納がなく、住民税の納付があるときは、住民税相当額を免除 (申請が必要)

障がい者手当制度



重度の障がい者を支援する 3 種類の障がい者手当制度

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

在宅生活で介護が必要な重度の障がい者に手当が支給される「障がい者手当制度」があります。

	障がい児福祉手当	特別障がい者手当	特別児童扶養手当
対象	20 歳未満で身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする人。 ※以下の人は対象外です。 ①施設などに入所 ②この障がいを支給理由とする年金を受給	20 歳以上で身体か知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人。 ※以下の人は対象外です。 ①施設などに入所 ②病院か診療所に継続して 3 か月以上入院	20 歳未満で身体か知的・精神に障がいがあり、法令に定められた基準に当てはまる児童の父母か養育者。 ※以下の人は対象外です。 ①施設などに入所し、監護・養育されていない児童 ②障がいを理由に年金を受給している児童
手当	月額 15,690 円	月額 28,840 円	1 級…月額 55,350 円 2 級…月額 36,860 円
支給制限	所得による支給制限があります。障がい程度の認定は原則として診断書で審査します。		